

西日本高速道路株式会社中国支社入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	令和2年1月17日（金） 中国支社3階会議室	
出席委員 （五十音順・敬称略）	井上周子（弁護士）、神野礼斉（広島大学大学院法務研究科教授）、 竹下祐二（岡山大学大学院環境生命科学研究科教授）、 富川久美子（広島修道大学商学部教授）、 水谷耕平（弁護士）	
審議対象期間	平成31年4月1日～令和元年9月30日	
抽出件数／対象件数	5件／693件	件名等
工 事	一般競争入札	0件／0件 ー
	条件付 一般競争入札	2件／51件 ・山陽自動車道 竜ヶ岳トンネル他11トンネル内装塗装工事 ・中国自動車道 本村PA他3箇所高速道路施設改築工事
	指名競争入札	0件／0件 ー
	随意契約	1件／18件 ・中国自動車道 加計西トンネル他14トンネル情報板監視制御盤改造工事
	調査等	1件／36件 ・広島呉道路 呉トンネル詳細測量設計業務
維持管理役務及び 物品・役務	1件／31件 ・中国支社管内自走式標識車購入	
少額契約	0件／557件	ー

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回 答
入札監視事務局からの報告 ・質疑等なし	_____
入札参加資格停止等運用状況の報告 一次苦情及び一次説明処理状況の報告 発注工事等の報告 ・質疑等なし	_____

抽出事案の審議

山陽自動車道 竜ヶ岳トンネル他11トンネル内
装塗装工事（条件付一般競争）

- ・ 入札前価格見積方式について
今回は6者全ての者から見積を取ったのですか。
参加者がどれだけ増えたとしても全ての者から見積
を取るのですか。
- ・ なぜ交通監視員の労務単価の見積を取ったのです
か。
- ・ 交通監視員労務単価以外の項目で見積を取ること
はありますか。
- ・ (内装塗装とハンドレール取替工を) 2つ合わせて
発注するのは普通ですか？

- ・ はいそうです。
- ・ 過去の契約と現在を比較したとき、単価の差があ
る項目について見積を取っています。
・ 交通監視員、保安員の不足などで、時価が2～3
倍になっており、関西など遠方から中国地方に来て
仕事をしてもらうこともあります。
- ・ 工事内容によっては、交通監視員以外の項目の見
積をとることはあります。
- ・ 必ずではありませんが、別々に規制をかけて工事
を行うと費用が掛かること等を考慮しています。

中国自動車道 本村PA他3箇所高速道路施設改築工事（条件付一般競争：指名併用型）

・指名した61者が辞退した理由は聞いていますか。

・建築の不調が多い理由は、何か想定できますか。

・公募者が1者いますが、指名されていないのはなぜですか。

・辞退理由書をもっており理由は様々です。
技術者の確保・配置が困難、手持ち工事があるためなどの理由が大半を占めています。

・1案件ごとのボリュームが小さいことや、工事場所が不便な所にある場合もあること等が、不人気である理由と思われます。

・コリンズで実績のある者を指名しているのですが、コリンズへ工事の履歴登録をしていなかったため、指名の対象とならなかったものです。

中国自動車道 加計西トンネル他14トンネル情報板監視制御盤改造工事（随意契約：特命）

- ・工事積算価格について
ソフトウェアの改造に係る単価は、時間単価になるのですか。
- ・単価の妥当性として、過去実績による根拠の裏付けを入札者と確認しているとあるが、当該者が他社に納めたものの情報を確認しているのですか。
- ・いったんその者から機械を入れてしまうと、以後、随意契約になってしまうと思う。
長い目で見れば全部取り替えた方が、安くなるということもあると思うが、そういった判断はされているのですか。

- ・時間単価というより、こういったものを作ってくださいというものに対しての見積りを出してもらっています。時間というのではなく、製品という扱いをしています。
- ・他者の状況も確認しています。又、当社が持っている他社メーカー及び過去実績も踏まえ比較しています。
- ・今回の工事は、単純な表示項目を少し変更するものですので、今回のような発注方法としています。
- ・電気製品は劣化してきますが、点検を実施し、少しずつ物を取り替えて延命化の対応を行っています。
それでも更新した方が良いと思われる時などは、その都度、検討しています。
- ・情報板の工事は、機能が陳腐化していれば、全部取り替えるなどの判断の一つになることもありますが、今回は、軽微な工事と判断しています。

<p>広島県道路 呉トンネル詳細測量設計業務（簡易公募型競争：総合評価落札方式）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合評価にかかる入札金額の点数化について説明してください。 ・この計算式を使って客観的に点数を算出しているのですね。 ・入札者も、価格評価の算出方法を把握しているのですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査等の価格評価点は、審査対象基準価格（基本）を100点とし、そこから契約制限価格に近づくにつれ、ゆるやかなカーブを描きながら点数が低くなっていきます。又、基準価格（基本）よりも安い入札額となる場合は、急激に評価点が低くなることになります。 （ホームページに掲載している資料を基に説明） ・はい。 ・ホームページに掲載していますので把握できるようになっています。
<p>中国支社管内 自走式標識車購入（維持管理役務及び物品・役務：一般競争）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注内容の車両を扱う業者は少ないと思うが、全国に何者おられますか。 ・海外のメーカーの参加はありますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の発注は、政府調達協定WTOの対象となり、国外のメーカーも参加できる発注内容となります。取扱い者数は不明です。過去の実績参加者数は、2者となります。 ・過去実績は、ありません。

委員会による総括コメント

今回の5件の抽出審議案件については、適正な入札業務が実施されていることを確認しました。

- ・不調が前年と比べ、やや悪化しているものの、軽減対策等が継続されていることはよいことだと思います。
- ・今回の抽出業務について、入札前価格見積方式や余裕期間制度を設け事業進捗の支援のみならず働き方改革を意識し努力していることは非常に感心した。まだ、効果が十分に出ていないところもあるが、余裕期間制度であれば、実際に施工される者が、どう感じているかの意見を吸い上げ、継続的な改善を続けて頂けたら良いと感じた。
- ・辞退理由の分析は非常に重要だと感じた。また、コリンズへ登録するにあたりネックになっていることがあれば、発注者として努力が必要と感じた。
- ・物品・役務の契約について、参入してくる者が少なくなっている場合、適切な入札業務ができなくなる恐れがあるので、ネクスコ独自に入札参加可能な業者にかかるデータベースを持つことが、今後有用かと感じた。
- ・随意契約の妥当性、必要性、またどの時点で一般競争入札へ変更するのか、そのあたりを継続的に説明いただくよう検討してもらいたい。
ソフトなどの新規開発は見積もりを取るのが難しいと思うが、その者の技術力に対する客観的な評価をどのように考えるか、可能であればこの入札監視委員会の資料においてできる範囲で資料を開示してもらおうなど、提示してもらえれば委員側の理解力が向上しますし、双方にとって有益と感じました。

委員会による意見の具申又は勧告の内容

特になし。